

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 27 日

各 〔都 道 府 県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）薬務主管課 御中
〔特 別 区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

要指導医薬品及び一般用医薬品の多言語情報の提供について

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）において、2020 年に 4,000 万人、2030 年には 6,000 万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指す中、訪日外国人の増加に伴う医療の提供に関連する多様な問題に関係府省庁が対応するため、健康・医療戦略推進本部の下に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が設置されました。同ワーキンググループにおいて、別添のとおり「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成 30 年 6 月 14 日）がとりまとめられ、日本への入国後の対応として「一般用医薬品等に関する多言語での情報提供の充実」が盛り込まれたところです。

これを受け、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）の販売に際し、適切な情報提供等が行われるよう、多言語での情報提供等に資する情報を下記のとおりまとめましたので、薬局、店舗販売業等の貴管下関係者に御活用いただけますよう周知方お願いします。

記

1. 一般用医薬品等の製品情報については、一般用医薬品等の製造販売業者等が英語をはじめとする各国語への翻訳をしており、その翻訳された製品情報が製造販売業者等のウェブページ等から入手可能な場合があります。
2. 多言語に対応した一般用医薬品等の情報検索については、セルフメディケーション・データベースセンターが運営する「おくすり検索」英語版（以下「検索サイト」という。）が活用可能です。当該検索サイトでは、製品名、薬効分類、症状等から一般用医薬品等を検索でき、薬局、店舗販売業等にお



いても、一般用医薬品等を訪日外国人に販売する場合等に活用できます。なお、薬局、店舗販売業等において一般用医薬品等の販売等の際は、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う必要があります。

(検索サイト http://search.jsm-db.info/sp_en/)

3. 2. の検索サイトは英語で検索できますが、一部製品は、英語だけでなく中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語の情報もあります。また、英語、中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語で作成されている検索サイトの使用ガイド (<http://jsm-db.info/how-to-use/>) が活用可能です。